

試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・ ・ ・	法人名	
----------------------------	------------------	-----	--

別表六の二三 平三十・四・一以後終了連結事業年度分

御注意

「特定税額控除規定の適用可否」欄の括弧書のいずれかに該当する場合に限り、この制度の適用を受けることができます。

特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否		可			
$\left(\begin{array}{l} \text{連結親法人事業年度が平成30年4月1日前に開始した連結事業年度の場合、} \\ \text{別表六の二(二十六)「3」、「7」若しくは「10」の要件のいずれかに該当する場合又は} \\ \text{連結親法人が中小連結親法人に該当する連結法人である場合} \end{array} \right)$					
試験研究費の額の合計額 (別表六の二(三)付表「2」)	1	円	税 額 控 除 限 度 額 (4) × (10)	11	円
控除対象試験研究費の額の合計額	2		調 整 前 連 結 税 額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」 又は別表一の二(三)「2」)	12	
(1)のうち試験研究費の総額に係る 税額控除の対象とする特別試験研究 費の額の合計額	3		当 期 税 額 基 準 額 割 合 の 調 整 計 算	平均売上金額の合計額 (各連結法人の別表六の二(七) 「10」の合計)	13
控除対象試験研究費の額の合計額 (2) + (3)	4			試 験 研 究 費 割 合 $\frac{(1)}{(13)}$	14
増減試験 研究費 割合 の 計 算	5	比較試験研究費の合計額 (各連結法人の別表六の二(七) 「5」の合計)		(14) > 10%の場合の特例加算割合 $((14) - \frac{10}{100}) \times 2$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.1を超える場合は0.1)	15
増減試験研究費の額 (1) - (5)	6			当 期 税 額 基 準 額 (12) × (0.25又は(0.25 + (15)))	16
増減試験研究費割合 $\frac{(6)}{(5)}$	7			円	
(7) > 5% の 場 合 $\frac{9}{100} + ((7) - \frac{5}{100}) \times 0.3$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)	8			当 期 税 額 控 除 可 能 額 (11) と (16) の うち 少 ない 金 額	17
(7) ≤ 5% の 場 合 $\frac{9}{100} - (\frac{5}{100} - (7)) \times 0.1$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.06未満の場合は0.06)	9			調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (別表六の二(二十五)「7の①」)	18
税 額 控 除 割 合 (8) 又は (9) ((5) = 0 の場合は0.085)	10			法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (17) - (18)	19

別表六の二（三）の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の9第1項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

2 「(7) > 5 % の 場 合
 $\frac{9}{100} + ((7) - \frac{5}{100}) \times 0.3$ 8 は、
(小数点以下3位未満切捨て)
(0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)」

連結親法人事業年度（法第15条の2第1項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいいます。以下同じ。）が平成29年4月1日から平成31年3月31日

までの間に開始する各連結事業年度にあつては「0.1又は」を消し、連結親法人事業年度が同年4月1日以後に開始する各連結事業年度にあつては「又は0.14」を消します。

3 「税額基準割合の調整」の各欄は、連結親法人事業年度が平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する各連結事業年度である場合（別表六の二（六）「10」に金額の記載がある場合を除きます。）にのみ記載します。